

誓 約 書

申請者、その役員及び法定代理人は、屋外広告物法第10条第2項第2号イからトまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

(あて先)吹田市長

申請(届出)者 住 所

氏 名

〔 法人等の団体にあっては、
その名称及び代表者の氏名 〕

電話 _____

屋外広告物法(抜粋)

第十条 都道府県は、前条の条例には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 登録の有効期間に関する事項
 - 二 登録の要件に関する事項
 - 三 業務主任者の選任に関する事項
 - 四 登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項
 - 五 その他登録制度に関し必要な事項
- 2 前条の条例は、前項第一号から第四号までに掲げる事項について、次に掲げる基準に従つて 定めなければならない。
- 一 前項第一号に規定する登録の有効期間は、五年であること。
 - 二 前項第二号に掲げる登録の要件に関する事項は、登録を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならないものとすること。
 - イ 当該条例の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
 - ロ 屋外広告業者で法人であるものが第 45 条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その取消しの日前 30 日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその取消しの日から起算して2年を経過しないもの
 - ハ 当該条例の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - ニ 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - ホ 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
 - ヘ 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
 - ト 営業所ごとに業務主任者を選任していない者